

財形住宅預金

平成23年4月1日現在

1. 商品名	○財形住宅預金
2. ご利用いただける方	○個人の方がご利用になれます。 ※当行と財産形成預金依頼をされた企業の従業員の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方に限ります。
3. お預入れ期間	○5年以上 ※勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたる預入が必要となります。
4. お預入れに関する事項 (1) 預入方法	○お客様の給与から天引して預け入れできます。
(2) 預入金額	○100円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻し方法	○持家としての住宅の取得するための対価に充てるときに払戻します。 ○一部を持家の取得としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。 また、この場合には、一部払戻し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残高の払戻しをするものとします。
6. 利息に関する事項 (1) 適用利率	○お預入時の店頭金利を約定金利として満期日まで適用します。
(2) 利払時期	○満期日以降にこの預金とともに支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算とします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○持家の取得以外の目的で払戻しの場合は、5年間にわたり遡って分離課税が適用されます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約金利（小数点第4位以下は切り捨てます）によって計算した利息とともに支払います。 ※期日指定定期でのお預入れの場合 ①6カ月未満 解約日における普通預金の金利 ②6カ月以上1年未満 約定金利×50% ③1年以上3年未満 約定金利×70% ※スーパー定期5年もののお預入れの場合は同定期と同様の中途解約のお取り扱いとなります。
10. 付加することのできる特約に関する事項	○財形年金預金と合わせて元本550万円（元加利息含む）までの利子が非課税となります。
11. その他参考となる事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
12. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、 03-5252-3772